



# 栃木県公報

平成 26 年  
3月18日(火)  
第2564号

## 目 次

### 規 則

- 職員住宅管理規則の一部改正..... 223
- 栃木県消防学校規則の一部改正..... 225
- 栃木県消費生活条例施行規則の一部改正..... 225
- 不適正な取引行為の指定に関する規則の一部改正..... 228
- 栃木県単位価格表示の基準に関する規則及び栃木県適正包装の一般的基準に関する規則の廃止..... 229

### 告 示

- 栃木県一般会計補正予算等..... 229
- 木材業者の登録..... 234
- 木材業者登録簿の記載の変更..... 234
- 保安林の指定施業要件の変更..... 234
- 土地改良区定款変更の認可..... 235
- 道路の区域の変更..... 235
- 道路の供用開始..... 236
- 栃木県収納代理金融機関の指定の変更..... 236

### 公 告

- 土地区画整理組合理事の退就任..... 237

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示..... 237
- 政治資金規正法に基づく政治団体の異動の告示..... 239
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散の告示..... 241
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の告示..... 242
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の異動の告示..... 242
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消しの告示..... 243
- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定..... 243

## 規 則

### 栃木県規則第四百号

職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福田 富一

### 職員住宅管理規則の一部を改正する規則

職員住宅管理規則（昭和四十一年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- 一 職員 県に常時勤務する一般職（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職をいう。）の職員（同法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者及び同法第五十五条の二第一項ただし書の規定により任命権者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する者を含む。）をいう。

一 職員住宅 県が職員の福利厚生のための施設として、職員及びその家族を入居させるために設置する住宅及びその附帯施設（自動車保管場所、集会所、公園等をいう。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

第三条第一項中「職員宿舎」を「職員住宅」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「主として当該職員の収入によりその生計を維持する」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、栃木県警察に常時勤務する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者を含む。）で、同項各号に掲げる条件を備えるものは、職員住宅に入居することができるものとする。

第九条第三項中「翌日」を「翌月」に、「手続き」を「手続」に、「退居した」を「退去した」に、「終る」を「終わる」に改める。

第十五条第一項中「職員宿舎の入居者」を「住宅入居者」に改め、同条第二項中「職員宿舎」を「職員住宅」に、「許可しない」を「承認しない」に改め、同条第三項中「職員宿舎の入居者」を「住宅入居者」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（自動車保管場所）

第十七条の二 第四条から第九条まで及び前条の規定にかかわらず、自動車保管場所の利用手続、利用料及び利用決定の取消しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

第十九条の見出し中「退居」を「退去」に改める。

第二十条中「職員宿舎」を「職員住宅」に改める。

様式第一号表面中

健康状態	(既往症及び現状等)			を
申込理由				
自動車保管場所 使用希望の有無等	有 ( 台 ) ・ 無	自動車の登録番号		

注 1 入居家族の欄は、職員宿舎の申込者のみを記載すること。  
2 健康状態の欄は、職員寮の申込者のみ記載すること。

申込理由		に
------	--	---

改める。

様式第一号中

自動車保管場所 使用の有無等	有 (自動車保管場所の番号番) ・ 無	自動車の 登録番号		を
利 用 料	建 物 利 用 料	(月額)	円	
	自動車保管場所利用料	(月額)	円	
	合 計	(月額)	円	

建物利用料	(月額)	円	に
-------	------	---	---

改める。

様式第三号中

職員住宅の所在地				を に
自動車保管場所 使用の有無等	有 (自動車保管場所の番号 番) ・ 無	自動車の 登録番号		
職員住宅の所在地				に

改める。

「第8条第2項 第15条第1項」を「第8条第2項ただし書 第15条第1項」に改め、「明渡し猶予」と「明渡し承認」を「明渡し承認」に改め、「第8条第2項ただし書 第18条第1項」を「第18条第1項ただし書」に改める。

改める。

様式第五号中「同居者異動 退 居」を「同居者異動 退 去」に改め、「退 居 理 由」を「退 去 理 由」に改め、「退居予定年月日」を「退去予定年月日」に改める。

自動車保管場所 使用の有無等	有 (自動車保管場所の番号 番) ・ 無	自動車の 登録番号		を に
管理人等認印	氏 名		㊟	
管理人等認印	氏 名		㊟	に

改め、同様式の注11中「退居理由の」を「退去理由の」に改め、「及び自動車保管場所使用の有無等の欄」を削り、「退居の届」を「退去の届」に改める。

様式第六号(その二)を削り、同様式(その一)を同様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員総務課)

栃木県規則第五号

栃木県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県消防学校規則の一部を改正する規則

栃木県消防学校規則(昭和四十七年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百十八人」を「百二十四人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防防災課)

栃木県規則第六号

栃木県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県消費生活条例施行規則（昭和五十一年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（知事への申出）

第十八条 条例第二十一条の三第一項の規定に基づき申出は、申出書（別記様式第六号）により行うものとする。

様式第六号中「（第18条関係）」を「（第19条関係）」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

栃木県消費生活条例（昭和51年栃木県条例第3号）抜粋

（立入調査等）

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該事業者の事務所その他事業を行う場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が調査又は質問する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第23条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名及びその内容を公表することができる。

(1) 略

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 略

様式第六号を様式第七号とする。

様式第五号の次に次の1様式を加える。

様式第6号 (第18条関係)

申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

申出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

栃木県消費生活条例第21条の3第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

- 1 申出の趣旨
- 2 求める措置の内容
- 3 その他参考となる事項

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県規則第七号

不適正な取引行為の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福田 信一

不適正な取引行為の指定に関する規則の一部を改正する規則

不適正な取引行為の指定に関する規則（平成十五年栃木県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項第十一号中「商品の販売等に関し、」を削り、「健康若しくは老後」を「健康上の不安又は財産上」に、「ことさら」を「殊更」に改め、「、又は当該消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報若しくは取引に関する情報を利用し、消費者に不安を覚えさせて」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十号中「しないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある」を「せず、」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 契約を締結するかどうかについて消費者に検討する時間又は他者に相談する機会を与えず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の1の項中第九号を第十四号とし、同項第八号中「団体の」を「団体（以下「官公署等」という。）の」に、「又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人その他の団体」を「又は官公署等」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第七号を第十一号とし、同項第六号中「表現」を「言動等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「虚偽の事実」を「不実のこと」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号中「、早朝」を「早朝」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「商品の販売等に関し、」を削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 消費者の業務に関係のない商品の販売等について、消費者が拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、消費者の職場に電話をかけ、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の1の項第十一号中「商品の販売等に関し、」を削り、「長時間にわたり、」を「消費者の意に反して長時間にわたり」に改め、「、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような仕方です」を削り、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の11号を加える。

(5) 消費者が住居その他の自らが管理する場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、退去せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(6) 消費者が勧誘されている営業所その他の場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、退去せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の1の項第十一号中「誘引することにより」を「誘引し」に改め、同号の次に次の11号を加える。

(2) 氏名若しくは名称を明らかにせず、若しくは偽って、又は消費者から要求があった際に、住所若しくは電話番号その他の連絡先に関する情報を明らかにせず、若しくは偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 道路その他の公共の場所において消費者を呼び止め、その意に反して、営業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の1の項に次の11号を加える。

(18) 契約を更新し、又は引き続き新たな契約を締結する義務があると誤認させる言動等を用いて、契約の更新若しくは締結を勧誘し、又は契約を更新し、若しくは締結させること。

(19) 流失した消費者の個人情報等を削除する等契約上の不利益を回復し、若しくは拡大を防止し、又は新たな発生を予防すると消費者に誤認させる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の1の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「商品等の販売等に際し、」及び「契約の締結を勧誘し、又は」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2) 消費者に名義の貸与を求め、当該名義を使用して消費者にその意に反する債務を負担させる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

別表の11の項に次の四号を加える。

- (5) 違約金、損害賠償金その他の契約の解消に伴う金銭の支払に関し不当に高額又は高率な負担を消費者に課すことを内容とする契約を締結させること。
- (6) 契約の取消し、解除その他の契約を解消する消費者の権利を不当に制限することを内容とする契約を締結させること。
- (7) 事業者が負担すべき損害賠償の責任又は目的物の瑕疵を担保する責任を不当に免除することを内容とする契約を締結させること。
- (8) 消費者が契約の締結に際し申告を要する年齢、職業、収入その他の事項について、当該消費者に虚偽の申告を唆して、当該虚偽の事項に基づく内容の契約を締結させること。

別表の11の項第11号中「消費者の関係人」と並びに「消費者等の関係人」と並びに「ない者」と並びに「(以下「関係人」という。)」を挿入し、「当該消費者等が債務を履行するよう」と並びに「消費者等の債務の履行への」と並びに「又は協力させる」と並びに「若しくは協力させ、又は消費者等に代わり債務を履行することを強要する」と並びに「(以下「関係人」という。)」を挿入し、同項第11号中「、その保証人等法律上の支払義務のある」と並びに「若しくは保証人その他消費者と共に債務を負担する」と並びに「電話をかけ、訪問する等の手段を用いて」と並びに「、若しくは消費者等が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をかけ、若しくは訪問して」と並びに「」を挿入し、同項の次に次の11号を加える。

- (2) 消費者等が連絡をとる時間又は場所を示しているにもかかわらず、正当な理由なく、その意に反した時間又は場所に、電話をかけ、又は訪問して、債務の履行を強要すること。
- (3) 消費者等の意に反してその預貯金の払戻し、借入れ等により金員を調達させて、債務の履行を強要すること。
- (4) 債務が履行されない場合には当該事実を、信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第15項に規定する信用情報提供等業務を行う者をいう。）若しくは消費者等の関係者に通知し、又は不特定多数の者に流布する旨を伝え、債務の履行を強要すること。

別表の五の項第11号中「（昭和36年法律第159号）」を削り、同表の項第11号中「表現」と並びに「言動等」と並びに「」を改め、同項第4号中「消費者等」を「消費者等若しくは関係人」と並びに「消費者又はその」と並びに「消費者等又は」と改め、同項第5号中「係る」の次に「加盟店契約その他の」と並びに「にもかかわらず」の次に「、これを知らずに」と加える。

**附 則**

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**栃木県規則第八号**

栃木県単位価格表示の基準に関する規則及び栃木県適正包装の一般的基準に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県単位価格表示の基準に関する規則及び栃木県適正包装の一般的基準に関する規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 栃木県単位価格表示の基準に関する規則（昭和五十七年栃木県規則第二十四号）
- 二 栃木県適正包装の一般的基準に関する規則（昭和五十七年栃木県規則第二十五号）

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（くらし安全安心課）

**告 示**

栃木県告示第110号

平成25年度栃木県一般会計補正予算（第5号）等については、平成26年3月11日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 平成25年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

今回の補正予算は、国の「好循環実現のための経済対策」に呼応し、公共事業等の速やかな執行を図るとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金等への積立てを行うこととした。

また、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整的基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、46億4,124万円の減額となり、既定予算が7,794億9,901万円であったので、補正後の予算総額は、7,748億5,777万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	203,500,000	10,000,000	213,500,000
2 地方消費税清算金	39,109,000	41,000	39,150,000
3 地方譲与税	29,500,000	3,500,000	33,000,000
4 地方特例交付金	800,000	△ 4,970	795,030
5 地方交付税	126,000,000	2,029,317	128,029,317
6 交通安全対策特別交付金	800,000		800,000
7 分担金及び負担金	4,174,717	△ 824,982	3,349,735
8 使用料及び手数料	7,322,196		7,322,196
9 国庫支出金	90,595,689	8,079,423	98,675,112
10 財産収入	2,105,688	△ 26,189	2,079,499
11 寄附金	38,686	67,182	105,868
12 繰入金	38,832,604	△ 9,487,104	29,345,500
13 繰越金	2,055,318	6,368,788	8,424,106
14 諸収入	121,071,112	△ 5,049,705	116,021,407
15 県債	113,594,000	△ 19,334,000	94,260,000
合 計	779,499,010	△ 4,641,240	774,857,770

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,488,856	△ 72,768	1,416,088
2 総務費	31,945,799	18,787,259	50,733,058
3 民生費	87,783,647	△ 4,161,093	83,622,554
4 衛生費	58,756,733	△ 4,496,512	54,260,221
5 労働費	9,696,891	△ 1,006,047	8,690,844
6 農林水産業費	38,287,689	977,750	37,309,939

7	商	工	費	99,938,753	126,515	100,065,268
8	土	木	費	71,960,274	679,048	72,639,322
9	警	察	費	43,732,376	△ 1,905,526	41,826,850
10	教	育	費	187,687,000	△ 8,435,174	179,251,826
11	災	害	復旧費	3,609,538	△ 2,441,418	1,168,120
12	公	債	費	100,498,454	△ 3,004,774	97,493,680
13	諸	支	出金	43,313,000	2,267,000	45,580,000
14	予	備	費	800,000		800,000
	合		計	779,499,010	△ 4,641,240	774,857,770

## (3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区	分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1	職員費	206,436,315	△ 10,345,000	196,091,315
2	公共事業費	47,981,084	3,895,214	51,876,298
3	建設事業費	54,141,252	△ 4,725,606	49,415,646
4	公債償還費	100,498,454	△ 3,004,774	97,493,680
5	主要義務費	110,245,262	△ 4,714,345	105,530,917
6	税交付金等	43,313,000	2,267,000	45,580,000
7	一般行政費	86,364,144	20,374,007	106,738,151
8	受託事務費	2,114,107	△ 434,441	1,679,666
9	県単補助金	11,607,569	146,505	11,754,074
10	県単貸付金	105,227,838	△ 1,491,185	103,736,653
11	災害復旧費	3,680,547	△ 2,410,098	1,270,449
12	直轄事業負担金	7,889,438	△ 4,198,517	3,690,921
	合	779,499,010	△ 4,641,240	774,857,770

## (4) 主な事業の内容

- ・職員費 △ 10,345百万円
- ・退職手当 △ 1,538百万円
- ・公債償還費 △ 3,005百万円
- ・税交付金等 2,267百万円
- ・基金積立金 26,694百万円
- ・県単貸付金 △ 1,491百万円
- ・公共事業費 3,895百万円
- ・建設事業費 △ 4,726百万円
- ・災害復旧事業費 △ 2,410百万円
- ・直轄事業負担金 △ 4,199百万円 など

## 2 平成25年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算 (第1号)

今回の補正予算は、馬頭最終処分場建設に要する経費の補正に伴うものであり、補正予算の額は3億6,730万円の減額となり、既定予算が8億6,500万円であったので、補正後の予算総額は、4億9,770万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 債	819,000	△ 321,300	497,700
2 諸 収 入	46,000	△ 46,000	
合 計	865,000	△ 367,300	497,700

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 最終処分場事業費	434,433	△ 361,900	72,533
2 公 債 費	430,567	△ 5,400	425,167
合 計	865,000	△ 367,300	497,700

## 3 平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は5,296万円の減額となり、既定予算が79億6,806万円であったので、補正後の予算総額は、79億1,510万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	3,351,244	1,558	3,352,802
2 使用料及び手数料	310		310
3 国庫支出金	772,800	△ 38,911	733,889
4 繰入金	1,407,709	△ 17,778	1,389,931
5 繰越金	420,202		420,202
6 諸 収 入	650,895	△ 729	650,166
7 県 債	1,364,600	2,900	1,367,500
8 財産 収 入	300		300
合 計	7,968,060	△ 52,960	7,915,100

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 流域下水道事業費	5,715,627	△ 36,528	5,679,099
2 公 債 費	2,252,433	△ 16,432	2,236,001
合 計	7,968,060	△ 52,960	7,915,100

## 4 平成25年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計

収 益 的 収 支	14,291,000	△1,452,000	12,839,000	14,421,000	△ 812,000	13,609,000
資 本 的 収 支	2,153,000		2,153,000	2,733,000		2,733,000
計	16,444,000	△ 1,452,000	14,992,000	17,154,000	△ 812,000	16,342,000

## 5 平成25年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	2,054,000		2,054,000	1,936,000	△ 40,990	1,895,010
資 本 的 収 支	41,000		41,000	980,000		980,000
計	2,095,000		2,095,000	2,916,000	△ 40,990	2,875,010

## 6 平成25年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、職員給与費の減及び企業債利息の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	1,974,000		1,974,000	1,730,000	△ 30,990	1,699,010
資 本 的 収 支	370,000		370,000	1,383,960	1,600	1,385,560
計	2,344,000		2,344,000	3,113,960	△ 29,390	3,084,570

## 7 平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	609,000	10	609,010	547,000	△ 13,360	533,640
資 本 的 収 支	81,000		81,000	744,240		744,240
計	690,000	10	690,010	1,291,240	△ 13,360	1,277,880

## 8 平成25年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、職員給与費の減及び企業債借入れの減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入		支 出			
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	1,181,000	1,650	1,182,650	1,281,000	△ 15,710	1,265,290
資 本 的 収 支	1,840,000	△ 6,000	1,834,000	3,033,000	△ 5,900	3,027,100
計	3,021,000	△ 4,350	3,016,650	4,314,000	△ 21,610	4,292,390

## 9 平成25年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、共通管理費の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	448,000	26,170	474,170	431,000	22,980	453,980
資 本 的 収 支				97,000		97,000
計	448,000	26,170	474,170	528,000	22,980	550,980

(財政課)

#### 栃木県告示第111号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

登 録 年 月 日	登録 番号	氏 名 〔法人にあつて は、その名称及 び代表者の氏名〕	住 所 〔法人にあつて は、主たる事 務所の所在地〕	営 業 所 又 は 工 場		業 務 の 態 様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成26年 2月4日	3131	有限会社 三徳林業 機械店 代表取締役 徳原 満	日光市倉ヶ崎117- 11	有限会社 三徳林 業機械店	左記の住所 に同じ	○		

#### 栃木県告示第112号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

届 出 年 月 日	登録 番号	名 称 又 は 氏 名	変 更 前 の 事 項	変 更 後 の 事 項	変 更 の 理 由
平成26年 2月4日	2099	株式会社 栃毛木材工業 代表取締役 関口 弘	代表取締役 関口 圭市	代表取締役 関口 弘	代表者の変更

(林業振興課)

#### 栃木県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更したので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
しおや土地改良区	平成26年3月3日

(農地整備課)

栃木県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年3月18日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
10	前A	那須烏山市高瀬288-2 から 那須烏山市神長1699-4 まで	6.2 ~ 24.3	1,220.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須烏山市高瀬288-2 から 那須烏山市神長1699-4 まで	13.2 ~ 39.3	1,079.2	
	後	那須烏山市高瀬288-2 から 那須烏山市神長1699-4 まで	13.2 ~ 39.3	1,079.2	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 境間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
58	前	小山市大字平和字七曲372-3 から 小山市暁2丁目18-8 まで	6.2～8.2	626.5	
	後	小山市大字平和字七曲372-3 から 小山市暁2丁目18-8 まで	18.0～27.4	626.5	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 雀宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
193	前A	宇都宮市砂田町609から 宇都宮市砂田町609まで	22.1～22.5	65.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	河内郡上三川町大字磯岡404-2 から 河内郡上三川町大字磯岡404-2 まで	7.0～13.0	65.0	
	後	宇都宮市砂田町609から 宇都宮市砂田町609まで	22.1～22.5	65.0	

栃木県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年3月18日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道293号	那須郡那珂川町馬頭2121-1 から 那須郡那珂川町馬頭2319まで	平成26年3月23日 午後2時
54	主要地方道 明野間々田線	小山市大字西黒田字治松169-5 から 小山市大字西黒田字治松140-1 まで	平成26年3月18日
166	一般県道 西田井二宮線	真岡市高田字西浦3127から 真岡市桑ノ川字上新田873まで	平成26年3月24日 午前10時

(道路保全課)

栃木県告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により指定した栃木県指定金融機関の取り扱う収納の事務のうち県税金及び県税外諸収入金の収納事務を取り扱う栃木県収納代理金融機関について次のとおり変更があったので、同条第8項の規定により告示する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県収納代理金融機関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
横浜中央信用組合	名称	あすなろ信用組合	横浜中央信用組合	平成26年3月10日

(会計局会計管理課)

**公 告**

## ○土地区画整理組合理事の退就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について退任及び就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年3月18日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理 組 合 名	退 任 し た 理 事		就 任 し た 理 事		届 出 年 月 日
	氏 名	住 所	氏 名	住 所	
小 山 市 小山東部第二 土 地 区 画 整 理 組 合	椎名 正光	小山市犬塚八丁目 6番地1	椎名 正光	小山市犬塚八丁目 6番地1	平成26年3月5日
	藤巻 三千彦	小山市犬塚七丁目 11番地7	藤巻 三千彦	小山市犬塚七丁目 11番地7	
	植野 芳彦	小山市犬塚八丁目 16番地13	生島 直大	小山市犬塚六丁目 7番地4	
	大貫 武男	小山市犬塚七丁目 18番地14	大貫 武男	小山市犬塚七丁目 18番地14	
	沖 伊和恵	小山市犬塚八丁目 2番地8	沖 伊和恵	小山市犬塚八丁目 2番地8	
	軽部 泰司	小山市犬塚六丁目 20番地10	軽部 泰司	小山市犬塚六丁目 20番地10	
	椎名 公美	小山市犬塚六丁目 3番地7	木本 健一	小山市犬塚八丁目 4番地3	
	新美 幸雄	小山市犬塚八丁目 8番地1	椎名 公美	小山市犬塚六丁目 3番地7	
	森田 和男	小山市犬塚八丁目 14番地5	新美 幸雄	小山市犬塚八丁目 8番地1	
	吉田 稔	小山市犬塚八丁目 2番地6	森田 和男	小山市犬塚八丁目 14番地5	
			吉田 稔	小山市犬塚八丁目 2番地6	

(都市計画課)

**選挙管理委員会**

## 栃木県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
足利歯科医師連盟	氣賀 昌彦	長 浩臣	栃木県足利市通3-2757	平成26年 1月23日
明日の栃木市へステップUP	吉田 稔	石橋 教明	栃木県栃木市箱森町31-34	平成26年 2月20日
阿部かずこ後援会	伊藤 君香	藤谷 健一	栃木県日光市土沢1968-2	平成26年 2月28日
あべ健後援会	阿部 健	阿部 香代子	栃木県那須郡那珂川町馬頭1836-2	平成26年 1月7日
あらかわ礼子励ます会	荒川 礼子	平田 征沙子	栃木県日光市猪倉929-102	平成26年 1月29日
イキイキとちぎを創る会	浅野 貴之	山井 嗣夫	栃木県栃木市大宮町2745-2	平成25年 12月9日
宇都宮市歯科医師連盟	北條 茂男	長谷川 英一	栃木県宇都宮市竹林町968	平成26年 3月3日
大浦かねまさ後援会	大浦 兼政	大浦 佳代	栃木県栃木市平井町208-2	平成26年 3月5日
おおや好一後援会	大谷 好一	関口 克己	栃木県栃木市皆川城内町1833	平成26年 2月6日
小山歯科医師連盟	田村 壽彦	手束 公一	栃木県小山市花垣町1-13-39	平成26年 1月29日
古賀由起子後援会	三浦 康浩	大串 英治	栃木県宇都宮市下荒針町3578-19	平成26年 1月22日
小久保かおる励ます会	小久保 かおる	大出 好一	栃木県栃木市大平町上高島120-3	平成26年 1月29日
小堀道和後援会	小堀 正行	久郷 益夫	栃木県那須烏山市小河原36-1	平成26年 2月4日
斎藤のぶお後援会	風間 玲子	手塚 勝義	栃木県日光市沓掛309	平成26年 1月6日
佐藤憲一はげます会	佐藤 憲一	佐藤 ウメ子	栃木県那須郡那珂川町健武1602	平成26年 2月27日
佐藤のぶちか後援会	小森 文夫	佐藤 範敬	栃木県那須郡那珂川町小川668-1	平成26年 2月24日
佐藤晴彦後援会	山本 剛史	吉澤 友佳利	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2288-10	平成26年 2月17日
佐野歯科医師連盟	湯本 誠	楡井 理	栃木県佐野市大橋町2182	平成26年 1月10日
塩谷歯科医師連盟	大島 光義	村井 憲一	栃木県矢板市扇町2-10-4	平成26年 1月10日
下都賀歯科医師連盟	早乙女 雅彦	臼井 正人	栃木県栃木市境町27-21	平成26年 1月10日

そうま正典後援会	國井 昌美	永山 王一	栃木県那須烏山市金井1-12-27	平成26年 1月17日
たかぎ雄大後援会	渡部 貢	高木 義博	栃木県大田原市加治屋83-361	平成26年 1月15日
滝口たかしを励ます会	水上 正治	滝口 良一	栃木県那須烏山市志鳥1060	平成26年 2月17日
チーム未来創造1043	大竹 博	後藤 一男	栃木県栃木市吹上町402	平成26年 2月20日
栃木県初の女性市長をつくる会	星野 みどり	星野 保治	栃木県日光市今市1197	平成26年 2月4日
富岡洋一郎と「懐かしい未来」の会	富岡 洋一郎	内藤 猛美	栃木県日光市所野1541-2546	平成26年 1月17日
中山喜美一後援会	中山 喜美一	中山 愛子	栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡1519-20	平成26年 1月29日
那須歯科医師連盟	伊藤 隆一	江口 昌宏	栃木県大田原市末広3-2831-108	平成26年 1月20日
那須南歯科医師連盟	高野 徹也	藤井 敦	栃木県那須郡那珂川町久那瀬731	平成26年 1月29日
日光歯科医師連盟	中村 雅夫	湯澤 邦裕	栃木県日光市今市387-2	平成26年 1月8日
日光市を考える会	亀井 鎮雄	竹沢 英俊	栃木県日光市森友1111	平成26年 1月15日
芳賀歯科医師連盟	小林 康彦	田代 貴之	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1094	平成26年 2月20日
古沢ちい子を励ます会	古沢 ちい子	針ヶ谷 輝子	栃木県栃木市柳橋町12-22	平成26年 1月29日
望月ちとせ後援会「秋桜の会」	望月 千登勢	望月 萌	栃木県那須烏山市月次851-3	平成26年 3月4日
矢板きよえ励ます会	矢板 清枝	阿久津 忠一	栃木県那須烏山市下川井1454-4	平成26年 1月29日

栃木県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党宇都宮連合会	会計責任者の氏名	櫻井 啓一	阿久津 均	平成26年 1月7日
自由民主党栃木県歯科技工士連盟支部	会計責任者の氏名	続橋 正喜	斎須 照久	平成26年 3月4日

自由民主党栃木県郵政政治連盟支部	会計責任者の氏名	見目 宗三	見目 宋三	平成26年 2月7日
みんなの党栃木県議会第10支部	会計責任者の氏名	沼田 弘子	沼田 寛子	平成26年 3月5日

## (政党以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
内海まさかずと市政を考える会	主たる事務所の所在地	栃木県栃木市祝町1-13	栃木県栃木市祝町3-32	平成26年 2月13日
岡部瑞穂後援会	代表者の氏名	田代 芳寛	君島 久造	平成26年 2月13日
鹿沼地区富一を育てる会	主たる事務所の所在地	栃木県鹿沼市日吉町403	栃木県鹿沼市栢窪577-1	平成26年 2月27日
	代表者の氏名	筧 則男	鈴木 幸夫	
金子武蔵後援会	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市宝木本町1147-48	栃木県宇都宮市宝木本町1281-6	平成26年 1月6日
久保居光一郎後援会	主たる事務所の所在地	栃木県那須烏山市大金194	栃木県那須烏山市東原61-1	平成26年 2月28日
	会計責任者の氏名	高田 芳郎	菅澤 邦彦	
元気社会創造塾	代表者の氏名	東泉 清寿	尾形 直三郎	平成26年 2月25日
幸福実現党宇都宮中央後援会	代表者の氏名	弓削 和人	斎藤 仁	平成26年 2月28日
	会計責任者の氏名	弓削 和人	斎藤 仁	
幸福実現党宇都宮西後援会	会計責任者の氏名	弓削 和人	斎藤 仁	平成26年 2月28日
幸福実現党小山後援会	会計責任者の氏名	折原 弘	小泉 侑子	平成26年 3月5日
幸福実現党栃木県本部	会計責任者の氏名	弓削 和人	斎藤 仁	平成26年 2月28日
女性と輝くみんなの会	会計責任者の氏名	天谷 清三郎	小野塚 義信	平成26年 2月5日
全国内水面政治連盟栃木県支部	主たる事務所の所在地	栃木県下野市谷地賀370-1	栃木県宇都宮市柳田町1260	平成26年 1月10日
	代表者の氏名	二野戸 金一	梶 克之	
竹沢英俊後援会	主たる事務所の所在地	栃木県日光市木和田島823-1	栃木県日光市木和田島1124	平成26年 2月6日
	代表者の氏名	赤羽 利真	福田 勲	
栃木県獣医師政治連盟	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市昭和1-1-23	栃木県宇都宮市昭和3-1-17	平成26年 1月20日

栃木県トラック政治連盟	代表者の氏名	笠原 秀人	関谷 忠泉	平成26年 2月13日
西村しんじ後援会	主たる事務所の所在地	栃木県小山市大字田間 726-16	栃木県小山市駅東通り 2-26-22-305	平成26年 1月6日
西村しんじを励ます会	主たる事務所の所在地	栃木県小山市大字田間 726-16	栃木県小山市駅東通り 2-26-22-305	平成26年 1月21日
日光市を考える会	会計責任者の氏名	和田 公伸	竹沢 英俊	平成26年 1月22日
壬生榎会	会計責任者の氏名	大山 登	田中 實	平成26年 1月7日
みよし國章後援会	主たる事務所の所在地	栃木県日光市所野1352	栃木県日光市相生町2-6	平成26年 2月14日
山本まさと政治研究会	会計責任者の氏名	山本 燕	山本 めぐみ	平成26年 1月9日

#### 栃木県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党栃木県議会第10支部	沼田 邦彦	沼田 弘子	栃木県那須烏山市旭1-11-6	平成26年 3月5日

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上野げんいち後援会	田中 文男	川又 貞夫	栃木県真岡市粕田649-1	平成26年 1月22日
大垣たかし後援会	永井 克美	野口 茂美	栃木県下野市川中子1342-2	平成26年 3月4日
岡部瑞穂後援会	田代 芳寛	岡部 稔	栃木県那須塩原市塩原483-1	平成26年 2月13日
岡部瑞穂励ます会	市村 保一	岡部 稔	栃木県那須塩原市塩原483-1	平成26年 2月13日
小山維新の会	湯本 武	小野塚 義信	栃木県小山市駅東通り1-46-21	平成26年 2月18日
新生「真岡市」を創る市民の会	佐藤 良夫	緑川 宏司	栃木県真岡市八木岡449-3	平成26年 1月28日
戸谷勝次後援会	戸谷 勝次	小松原 孝	栃木県下都賀郡岩舟町古江892	平成26年 2月28日

野中昭一後援会	菊地 弘	落合 正幸	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺618	平成26年 1月10日
水上まさじ後援会	矢野 正一	鈴木 克美	栃木県那須烏山市志鳥1399	平成26年 2月12日
三村卓久後援会	三村 卓久	三村 好秀	栃木県芳賀郡茂木町大字天子307	平成26年 1月29日
めぐろ民雄後援会	山中 征男	大嶋 勝	栃木県下野市小金井59-11	平成26年 1月15日
八木ひでこ後援会	森本 敬三	高梨 眞奈美	栃木県大田原市本町2-2829-35	平成26年 2月5日

### 栃木県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
安里 満信	下野市長	あさと満信後援会	栃木県下野市医大前3-8-2-401	安里 満信	平成26年 2月13日
荒川 礼子	日光市議会議員	あらかわ礼子励ます会	栃木県日光市猪倉929-102	荒川 礼子	平成26年 1月29日
大浦 兼政	栃木市議会議員	大浦かねまさ後援会	栃木県栃木市平井町208-2	大浦 兼政	平成26年 3月5日
小久保 かおる	栃木市議会議員	小久保かおる励ます会	栃木県栃木市大平町上高島120-3	小久保 かおる	平成26年 1月29日
古沢 ちい子	栃木市議会議員	古沢ちい子を励ます会	栃木県栃木市柳橋町12-22	古沢 ちい子	平成26年 1月29日
望月 千登勢	那須烏山市議会議員	望月ちとせ後援会「秋桜の会」	栃木県那須烏山市月次851-3	望月 千登勢	平成26年 3月4日
矢板 清枝	那須烏山市議会議員	矢板きよえ励ます会	栃木県那須烏山市下川井1454-4	矢板 清枝	平成26年 1月29日

### 栃木県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
金子 武蔵	金子武蔵後援会	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市宝木本町1147-48	栃木県宇都宮市宝木本町1281-6	平成26年 1月6日

琴寄 昌男	琴寄昌男後援会	公職の種類	栃木市長	栃木県議会議員	平成26年 1月17日
西村 眞治	西村しんじ後援会	主たる事務所の所在地	栃木県小山市大字田間726-16	栃木県小山市駅東通り2-26-22-305	平成26年 1月6日
横松 盛人	横松盛人後援会	公職の種類	栃木県議会議員	宇都宮市議会議員	平成26年 2月14日

**栃木県選挙管理委員会告示第19号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
戸谷 勝次	岩舟町議会議員	戸谷勝次後援会	栃木県下都賀郡岩舟町古江892	戸谷 勝次	平成26年 2月28日

**栃木県選挙管理委員会告示第20号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
那須町選挙管理委員会	ゆめプラザ・那須	那須郡那須町大字寺子乙2566-1